



地元に戻って
うちの会社で働いて
ほしいなあ

県外からのUターン就職者の 転居費用を事業主が負担した場合 その半額を助成します。

兵庫県で
自分らしい働き方を
見つけたい!



以下の要件に当てはまると助成が受けられます

- ☑ 北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路に本社がある 中小企業
- ☑ 45歳未満の第2新卒者等を 正社員として採用した
- ☑ 採用者は 県外から 上記の 対象地域へ 転居した者である
- ☑ その転居にかかる費用を 年度内に事業主が支払った
- ☑ 労働保険等に関する手続きを適正に行っている
※グループ企業内転勤による転居は対象外です。

以下の場合に対象になります

例①事業主が本人へ支払った

例②事業主が引越業者へ支払った



助成金額

事業主が負担した転居費用の $1/2$ (100円未満切り捨て)

単身で転居した場合

上限5万円

扶養家族を伴って転居した場合

上限20万円

提出締切

- ① 転居費用の支払日の翌日から2ヵ月以内
 - ② 当該年度の3月31日(必着)
- いずれか早い日まで

※ 提出は郵送・持参いずれでも結構です。

※ 様式は県HPからダウンロードできます。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr04/ie09_000000041.html

兵庫県 引越代助成 検索



ご質問・申請はこちら

兵庫県産業労働部しごと支援課しごと企画班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

TEL 078(362)3227
FAX 078(362)9473